

広島県告示第八百七十四号

令和八年広島県告示第四百四十七号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように変更し、令和八年八月十四日から施行する。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変更後				変更前			
名称	(略)	納付事務に係る歳入	(略)	名称	(略)	納付事務に係る歳入	(略)
アソビユ ー株式会 社	(略)	等の内容 広島県縮景園の入園料	(略)	アソビユ ー株式会 社	(略)	入等の内容 広島県縮景園の入園料	(略)